

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和7年11月28日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第253号
対象土地 富田林市桜井町一丁目1605番8
同所 1605番7